

特別交付税の割合に関する要望

特別交付税は、現在、交付税総額の6%であるが、この割合については、地方交付税の算定方法の透明化の一環として、平成23年度からの2年間で段階的に6%から4%に引き下げ、その分を普通交付税に移行することとされていた。

しかし、平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、災害対応に必要な財源を優先的に確保するという観点から、この引下げを3年間延期する旨の修正が行われ、さらに、平成26年に災害対応に万全を期する観点から、平成27年度までの東日本大震災の集中復興期間中は、現行の6%の割合を維持するよう法律改正が行われ、現在に至っている。

このような状況のもと、国において、平成28年度以降の特別交付税の割合のあり方について、検討されるものと承知している。

近年、東日本大震災のみならず、台風・豪雨などの自然災害が多発・多様化し、災害対応経費が増加するとともに、地域交通や地域医療等の地域住民を守るために不可欠な経費が増加しているところであり、基準財政需要額に捕捉されない地域の特別な財政需要に適切に対応する特別交付税の機能と役割は、今後とも堅持されるべきである。

よって、普通交付税と特別交付税の割合については、現行制度を継続することを求める。

平成27年12月7日

全国市長会会長

森 民 夫